

# 特別養護老人ホーム いちちょうの木 料金表(平成27年4月1日現在)

《短期入所生活介護 - 併設ユニット型個室》

要介護度	サービス費	看護体制加算(I)	看護体制加算(II)	機能訓練指導加算	処遇改善加算(II)	食費				居住費	日額合計
						1日あたり	朝食	昼食	夕食		
要支援1	508円				17円						3,887円
要支援2	631円				21円						4,014円
要介護1	677円				23円						4,074円
要介護2	743円			12円	25円	1,380円	300円	550円	530円	1,970円	4,142円
要介護3	814円	4円	8円		28円						4,216円
要介護4	880円				30円						4,284円
要介護5	946円				32円						4,352円

※処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単位】×利用日数×33/1,000＝処遇改善加算【

(例)要介護1 (677 + 4 + 8 + 12) × 10日 × 33/1,000 = 231.33

なお、利用日数により処遇改善加算の単位は変動します。

※日額合計は3食提供された場合の金額となります。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に23円加算されます。

※ご希望により送迎を行った場合は、片道につき184円いただきます。

※送迎1回につき通常の事業の実施地域である 会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、磐梯町、湯川村 を越えた場合、越えた距離1kmごとに100円を乗じた金額が別途加算されます。(1km未満切捨て)

《利用料の負担軽減について》

①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます(一覧表の通り)。

②サービス費及び送迎費は高額介護サービス費の対象となります。

③料金の一部については、一定要件を満たせば、医療費控除の対象とすることができます。

	食費	居室費
第1段階	300円	820円
第2段階	390円	820円
第3段階	650円	1310円
第4段階	1380円	1970円

なお、サービス利用時に市町村から交付される認定証を提示して下さい。